

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	医療観察等実施費	担当部局庁	大臣官房地方課 (社会・援護局障害保健福祉部)		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度	担当課室	地方厚生局管理室 (精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室)		伊東明彦(地方課) (石川直子)		
会計区分	一般会計	施策名	IV-7-1 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(第15条)等	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関することを実施。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	147	138	107	103	107
		補正予算					
		繰越し等					
		計	147	138	107	103	107
	執行額	71	82	91			
執行率(%)	48.3	59.4	84.8				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	当該事業は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく裁判所の決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送等事業のための予算であり、定量的に成果を評価することは難しいものである。	成果実績			-	-	-
	達成度	%		-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	医療観察等実施費のうち「心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費」については、平成23年度中に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者の決定件数。	活動実績 (当初見込み)	件	198	255 (252)	286 (240)	- (252)
単位当たりコスト	272,147円(77,834,034円/286件)	算出根拠	「心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費」の平成23年度支出額を、平成23年度中に法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者の決定件数(実績)で除算し、1件当たりの支出額を算出。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	非常勤職員手当	0百万円	0百万円	長距離の移送が増加したことにより、1件あたりの移送経費が増加したため。			
	職員旅費	6百万円	6百万円				
	監査旅費	1百万円	1百万円				
	心神喪失者等医療観察法入院決定者執行旅費	10百万円	10百万円				
	委員等旅費	0百万円	0百万円				
	心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費	84百万円	87百万円				
計	103百万円	107百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	－	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	－
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供することとしており、当該医療提供のため入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務等についても、国が実施するもの。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	医療観察法に基づき、裁判所からの決定を受けた者に対し、実施される業務であり、裁判所の決定件数及び指定入院医療機関の状況等が影響する。
資金の流れ、費目・使途	△	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務については、同行する移送行者の選定を競争入札(一部公募もあり)で実施しており、競争性が概ね確保されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務については、同行する移送行者の選定を競争入札(一部公募もあり)で実施しており、単位あたりコストの削減に努めている。
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	－
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	確実に指定入院医療機関への移送を実施するための同行者数等について、真に必要なものに限定している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	入院決定を受けた対象者の移送業務を適正に執行するため、移送に同行する移送業者を委託し、確実に指定入院医療機関への移送を実施している。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	－
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	医療観察法に基づき、裁判所からの決定を受けた対象者数等により変動するものの、概ね見合ったものとなっている。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	－
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	－
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	－	
点検結果	<p>入院決定を受けた対象者の移送に係る経費については、各地方厚生(支)局が直接委託業者と契約し、業者の同行の下、厚生局職員が実施していることから、支出内容については適正に把握している。必要な予算についても、これまでの医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者数の実績等を踏まえ、引き続き適正な推計に基づき予算措置を行っていく。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うための事業であり、本事業の必要性や執行の観点からも概ね妥当であることから、引き続き今後も効率的な執行に努めつつ、必要な予算を維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
－	－		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	641	平成23年行政事業レビュー	581

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

厚生労働省
91百万円

A 地方厚生局(7官署) 91百万円

[判定医の名簿作成、精神保健福祉士の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整]

入院決定者移送費
(78百万円)

【委託(一般競争)】
B 広吉自動車株式会社
11百万円

【委託(一般競争、公募)】
C 全日救患者輸送株式会社
58百万円

【委託(一般競争)】
D 有限会社アシスト
9百万円

[法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送補助]

指導監査に係る経費

E 指導監査顧問医師(非常勤) 6名 1百万円

[指定入院医療機関等の指導監査]

F うち事務費 12百万円

[指定入院医療機関への移送に係る旅費]

A.関東信越厚生局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	指定入院医療機関への移送に係る委託費	18			
計		18	計		0
B.広吉自動車有限会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
移送費	指定入院医療機関への移送費	11			
計		11	計		0
C.全日救患者輸送株式会社			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
移送費	指定入院医療機関への移送費	58			
計		58	計		0
D.有限会社アシスト			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
移送費	指定入院医療機関への移送費	9			
計		9	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	指定入院医療機関への移送費等	18		
2	近畿厚生局	指定入院医療機関への移送費等	16		
3	北海道厚生局	指定入院医療機関への移送費等	11		
4	中国四国厚生局	指定入院医療機関への移送費等	11		
5	九州厚生局	指定入院医療機関への移送費等	9		
6	東海北陸厚生局	指定入院医療機関への移送費等	7		
7	東北厚生局	指定入院医療機関への移送費等	5		
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広吉自動車有限会社	指定入院医療機関への移送費	11	2	51
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	40	随意契約	
2	全日救患者輸送株式会社	指定入院医療機関への移送費	18	1	100
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社アシスト	指定入院医療機関への移送費	9	2	69
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医師A	指定入院医療機関等の指導監査	0		
2	医師B	指定入院医療機関等の指導監査	0		
3	医師C	指定入院医療機関等の指導監査	0		
4	医師D	指定入院医療機関等の指導監査	0		
5	医師E	指定入院医療機関等の指導監査	0		
6	医師F	指定入院医療機関等の指導監査	0		
7	税務署	指定入院医療機関等の指導監査	0		
8					
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
2	個人B	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
3	個人C	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
4	個人D	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
5	個人E	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
6	個人F	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
7	個人G	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
8	個人H	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
9	個人I	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		
10	個人J	指定入院医療機関への移送に係る旅費等	0		